

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

法令名	北海道立オホーツク流水科学センター条例		
根拠条項	第8条及び第9条		
許認可等の種類	利用の承認		
法令の定め	<p>[北海道立オホーツク流水科学センター条例]</p> <p>第8条 流水科学センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>第9条 指定管理者は、流水科学センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 利用の目的が流水科学センターの設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 流水科学センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他流水科学センターの管理運営上支障があると認められるとき。</p>		
審査基準	要件は上記法令に明示		
標準処理期間	総期間	1日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	1日・丹	(道立オホーツク流水科学センター)
処分担当課	公益財団法人オホーツク生活文化振興財団(指定管理者) (電話番号：0158-23-5400)		
申請先	同上		
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 環境生活部文化・スポーツ局文化振興課文化グループ (電話番号：011-231-4111(内線24-406)、ダイヤル：011-204-5215) 		
備考	(公表アドレス http://giza-ryuhyo.com/shinsakijun.pdf)		

(平成28年10月1日作成)

法令名	北海道立オホーツク流水科学センター条例及び施行規則											
根拠条項	条例 第10条第5項、施行規則 第5条											
許認可等 の種類	利用料金の減免											
法令の定め	<p>〔北海道立オホーツク流水科学センター条例〕 第10条第5項 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。</p> <p>〔北海道立オホーツク流水科学センター条例施行規則〕 第5条 条例第10条第5項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる者については、条例第10条第1項に規定する利用料金を免除することができることとする。</p> <p>ア 小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員</p> <p>イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律第2条に規定するこどもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者</p> <p>ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者(10人以上で利用する場合に限る。)</p> <p>エ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者</p> <p>オ 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者</p> <p>カ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者</p> <p>キ 生活保護法による保護を受けている者</p> <p>ク 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者</p> <p>ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者</p> <p>コ 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者</p> <p>サ 65歳以上の者</p> <p>シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合は、利用料金を減免することができることとする。</p>											
審査基準	<p>1 施行規則第5条第1項第1号シに規定する「その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの」は、次に掲げる者とする。</p> <p>① 施設の管理運営業務又は所蔵・展示資料の調査研究業務に関する視察(以下「公務上の視察」という。)のため来館した国会議員又は国会、裁判所若しくは政府関係機関の職員</p> <p>② 公務上の視察のため来館した地方公共団体の長、議会議員又はその職員</p> <p>③ 北海道が特に招待した者</p> <p>④ 所蔵・展示資料の調査研究のため来館した博物館等の関係者(外国人を含む。)又は学校教職員</p> <p>⑤ 公務上の視察のため来館した外国の議会議員、自治体の長その他公職に就いている者</p> <p>⑥ 北海道内の市町村に外国人登録を行っている留学生</p> <p>2 施行規則第5条第1項第2号に規定する「前号に掲げるもののほか、知事が特別な理由があると認める場合」は、事前の協議により知事が特別な理由があると認めた場合とする。</p>											
標準処理期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総 期 間</td> <td style="width: 30%;">1日・丹</td> <td style="width: 40%;">(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td> 經由機関</td> <td>日・月</td> <td rowspan="2">)</td> </tr> <tr> <td> 協議機関</td> <td>日・月</td> </tr> <tr> <td> 処分機関</td> <td>1日・丹</td> <td>(道立オホーツク流水科学センター)</td> </tr> </table>	総 期 間	1日・丹	(注：休日は含まない。)	經由機関	日・月)	協議機関	日・月	処分機関	1日・丹	(道立オホーツク流水科学センター)
総 期 間	1日・丹	(注：休日は含まない。)										
經由機関	日・月)										
協議機関	日・月											
処分機関	1日・丹	(道立オホーツク流水科学センター)										
処分担当課	公益財団法人オホーツク生活文化振興財団(指定管理者) (電話番号：0158-23-5400)											
申請先	同上											
問い合わせ先	<p>・同上</p> <p>・環境生活部文化・スポーツ局文化振興課文化グループ (電話番号：011-231-4111(内線24-406)、ダイヤル：011-204-5215)</p>											
備考	(公表アドレス http://giza-ryuhyo.com/shinsakijun.pdf)											

法令名	北海道立オホーツク流氷科学センター条例												
根拠条項	第11条及び第12条												
許認可等の種類	多目的ホール等の使用の承認												
法令の定め	<p>[北海道オホーツク流氷科学センター条例]</p> <p>第11条 流氷科学センターの多目的ホール、会議室又はエントランスホール（以下「多目的ホール等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>第12条 指定管理者は、流氷科学センターの多目的ホール等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認をしてはならない。</p> <p>(1) 使用の目的が流氷科学センターの設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 流氷科学センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他多目的ホール等の管理運営上支障があると認められるとき。</p>												
審査基準	要件は上記法令に明示												
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>5日・丹</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>5日・丹</td> <td>(道立オホーツク流氷科学センター)</td> </tr> </table>	総期間	5日・丹	(注：休日は含まない。)	経由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	5日・丹	(道立オホーツク流氷科学センター)
総期間	5日・丹	(注：休日は含まない。)											
経由機関	日・月	()											
協議機関	日・月	()											
処分機関	5日・丹	(道立オホーツク流氷科学センター)											
処分担当課	公益財団法人オホーツク生活文化振興財団（指定管理者） (電話番号：0158-23-5400)												
申請先	同上												
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・環境生活部文化・スポーツ局文化振興文化グループ (電話番号：011-231-4111（内線24-406）、ダイヤル：011-204-5215) 												
備考	(公表アドレス http://giza-ryuhyo.com/shinsakijun.pdf)												

(平成28年10月1日作成)

法令名	北海道立オホーツク流氷科学センター条例
根拠条項	第14条
許認可等の種類	特別利用の承認
法令の定め	〔北海道立オホーツク流氷科学センター条例〕 第14条 流氷科学センター資料の閲覧、模写、模造、撮影又は複写（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。
審査基準	次の各号の基準のいずれかに該当する場合は、特別利用の承認をしない。 1 特別利用の目的が流氷科学センターの設置目的に反するとき 2 特別利用により資料の保存に悪影響が生ずるおそれがあると認められるとき 3 他の入館者の観覧に支障があると認められるとき 4 その他流氷科学センターの管理運営上支障があると認められるとき
標準処理期間	総期間 5日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 5日・丹 (道立オホーツク流氷科学センター)
処分担当課	公益財団法人オホーツク生活文化振興財団（指定管理者） (電話番号：0158-23-5400)
申請先	同上
問い合わせ先	・同上 ・環境生活部文化・スポーツ局文化振興課文化グループ (電話番号：011-231-4111（内線24-406）、ダイヤル：011-204-5215)
備考	(公表アドレス http://giza-ryuhyo.com/shinsaki_jun.pdf)

(平成28年10月1日作成)

法令名	北海道立オホーツク流氷科学センター条例
根拠条項	第16条
許認可等の種類	模写品等の刊行等の承認
法令の定め	〔北海道立オホーツク流氷科学センター条例〕 第16条 流氷科学センター資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。
審査基準	次の各号の基準のいずれかに該当する場合は、模写品等の刊行等の承認をしない。 1 使用目的が流氷科学センターの設置目的に反するとき 2 流氷科学センター資料を模写し、模造し、撮影し、または複写する過程において、資料の保存に悪影響が生ずるおそれがあると認められるとき 3 刊行等が社会通念上好ましくないと認められるとき 4 著作権保護期間内の流氷科学センター資料に係る著作権者の承認を証明できる書類が添付されていないとき 5 その他流氷科学センターの管理運営上支障があると認められるとき
標準処理期間	総期間 10日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 5日・丹 (道立オホーツク流氷科学センター) 協議機関 日・月 () 処分機関 5日・丹 (環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課)
処分担当課	環境生活部くらし安全局文化・スポーツ課文化グループ (電話番号：011-231-4111 (内線24-416)、ダイヤル：011-204-5215)
申請先	公益財団法人オホーツク生活文化振興財団 (指定管理者) (電話番号：0158-23-5400)
問い合わせ先	・同上 ・環境生活部文化・スポーツ局文化振興課文化グループ (電話番号：011-231-4111 (内線24-406)、ダイヤル：011-204-5215)
備考	(公表アドレス http://giza-ryuhyo.com/shinsakijun.pdf)

(平成28年10月1日作成)

法令名	北海道立オホーツク流氷科学センター条例及び施行規則												
根拠条項	条例 第17条第1項及び第2項、施行規則 第9条及び第10条												
許認可等の種類	資料の貸出しの承認												
法令の定め	<p>[北海道立オホーツク流氷科学センター条例]</p> <p>第17条 流氷科学センター資料は、博物館法第2条第1項に規定する博物館の長、図書館法第2条第1項に規定する図書館の長その他の規則で定める者に対して貸出しをすることができる。</p> <p>2 前項の規定により貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>[北海道立オホーツク流氷科学センター条例施行規則]</p> <p>第9条 条例第17条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人が設置する博物館及び美術館、博物館法第2条第1項に規定する博物館並びに同法第29条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設の長</p> <p>(2) 社会教育法第21条に規定する公民館の長</p> <p>(3) 国立の図書館及び図書館法第2条第1項に規定する図書館の長</p> <p>(4) 学校教育法第1条に規定する学校の長</p> <p>(5) その他知事が適当と認める者</p> <p>第10条 流氷科学センター資料の貸出期間は、30日以内とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要と認めるときは、流氷科学センター資料の貸出期間を延長することができる。</p> <p>3 指定管理者は、必要があるときは、貸出期間中であっても、流氷科学センター資料の返還を求めることができる。</p>												
審査基準	要件は上記法令に明示												
標準処理期間	<table> <tr> <td>総期間</td> <td>5日・丹</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>5日・丹</td> <td>(道立オホーツク流氷科学センター)</td> </tr> </table>	総期間	5日・丹	(注：休日は含まない。)	経由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	5日・丹	(道立オホーツク流氷科学センター)
総期間	5日・丹	(注：休日は含まない。)											
経由機関	日・月	()											
協議機関	日・月	()											
処分機関	5日・丹	(道立オホーツク流氷科学センター)											
処分担当課	公益財団法人オホーツク生活文化振興財団（指定管理者） (電話番号：0158-23-5400)												
申請先	同上												
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 環境生活部文化・スポーツ局文化振興課文化グループ (電話番号：011-231-4111（内線24-406）、ダイヤル：011-204-5215) 												
備考	(公表アドレス http://giza-ryuhyo.com/shinsakijun.pdf)												